

議案第75号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

取締役・折衝等業務手当を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。